

無線設備規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>欧州および米国の認証取得試験データの活用可能検討をベースとした技術基準及び試験方法の改正について、賛同いたします。</p> <p>短期間の中、日本・欧州・米国の認証制度、技術基準、試験方法の全項目で比較検討し、見直しをいただきましたこと大変感謝いたします。</p> <p>本技術基準案に賛同いたします。</p> <p>2.4GHz 帯無線 LAN および Bluetooth を使用する空中線利得の低いカメラ、ポータブルオーディオ、スマートフォンなどの幅広い小型・薄型製品等に対して、利得低下分を空中線電力で補うことにより接続性とスループットの改善が期待され、ユーザビリティ向上に資すると考えます。</p> <p>5GHz 帯および 6GHz 帯無線 LAN につきましても、2.4GHz 帯無線 LAN 同様、欧州及び米国の認証取得試験データの活用ができれば認証の効率化を通して高速無線 LAN 等の普及が促進できると考えております。5GHz 帯および 6GHz 帯無線 LAN に欧州及び米国の認証取得試験データの活用の可能性をご検討いただくと幸いです。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>本改正案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>5GHz 帯及び 6GHz 帯無線 LAN における欧州及び米国の認証取得試験データの活用の可能性については、今後の検討課題としております。</p>	無
2	<p>「無線設備規則の一部を改正する省令案に対する意見募集 -2.4 GHz 帯無線 LAN 等の技術基準及び試験方法の見直しに向けた精度設備 -」に関する意見募集に回答すべく、2.4 GHz 帯無線機器の技術規格と試験方法に関連して、ANSI/USEMCSC C63.27 - 2021 無線共存評価米国規格について具申させていただきます。本規格は、無線機器の共存もしくは混信防止機能を試験する上で有益と考えられます。ANSI/USEMCSC C63.27 - 2021 では、対象となる無線周波数環境において、無線機器と他の無線業務との共存能力を定量化する評価過程ならびにそれを支援する試験方</p>	<p>本改正案は、2.4GHz 帯小電力データ伝送システムの技術基準及び、その技術基準への適合性を確認するための試験方法を定めるものであり、御意見にある規格は、目的が異なると考えます。</p>	無

	<p>法が規定されています。無線共存試験では、意図的に電波を使用する機器・装置に重点を置き、従来の電磁両立性試験の対象ではない、無線通信を利用する周波数帯域における機器の性能が検査されます。</p> <p>具体的には、本規格は、同一動作環境内で発見される可能性が高い目的外信号の存在下で、試験対象機器が基本的無線通信性能を正常に維持する能力を評価・試験する手法に関する指針を提供します。本規格では、試験対象機器が、本来の目的以外に輻射される信号によって受ける影響の程度が評価されます。本試験で得られる結果は、他の無線通信との共存可能性の算出やリスク評価で考慮すべき入力条件等の方法で利用できます。</p> <p>本規格では、工業・科学・医療用 2.4 GHz 帯域を含む、最も一般的な無線アクセス技術や周波数帯域を試験するための具体的な指針（周波数、信号振幅、チャンネル利用率）も提供されます。ワイヤレスリンクの重要度に応じて、前記試験では、帯域内及び隣接周波数帯の共存試験も行われます。</p> <p>米国では、本基準は、米国食品医薬品局によって、「認知されたコンセンサス標準」リストの一環として見直されています。米国内で規制承認を受けるあらゆる無線医療機器において、他の無線通信との共存が、評価の対象となっています。本規格は、自動車業界を含む他の業界にも適用されており、新たに申請された周波数割当を認可した場合に、それが他の無線業務に対してどのような影響を与えるか、評価する目的で使用されています。</p> <p>本規格は、ANSI/USEMCS C63 委員会の周波数バンドプラン小委員会により制定されています。ご要望・ご質問がある場合は、私もしくは本小委員会の他の構成員がお答えいたします。</p> <p style="text-align: center;">【C63 周波数バンドプラン小委員会】</p>		
3	<p>2.4GHz 帯無線 LAN 等の技術基準及び試験方法の見直しによる無線設備規則の一部を改正する省令案等に賛同いたします。</p> <p>欧米との調和を踏まえ、省略可能な試験項目については削除等の見直しを行っていただいたことにより、2.4GHz 帯無線 LAN および Bluetooth の認証が従来と比較して短期間で認証できる可能性が高まったことを、当協会として歓迎いたします。</p>	本改正案に対する賛同意見として承ります。	無

	<p>改正案は、2.4GHz 帯無線 LAN および Bluetooth を使用する多くの製品に対して、エンドユーザーの使用感向上につながり、便益をもたらすものであると考えます。</p> <p>【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>		
4	<p>報道資料において「総務省では・・・を設置し」と説明されているが、当該検討会は懇親会等行政運営上の会合であると思われるところ、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）」別紙 4「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」において「懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を『設置する』等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。」とされており、不適切な表現であると思われる。不適切な説明のもとで行われた本意見募集は無効であり、再度適切に実施するべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>「無線 LAN 等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」が、行政運営上の会合であることは、ご指摘のとおりです。</p> <p>しかしながら、本件記述は、意見募集の内容に関わるものではないため、意見募集を再度行うことは考えておりません。</p>	無
5	<p>無線設備規則の改正案については賛同します。試験方法改正の告示に関してはおおむね賛同しますが、以下の理由などからその内容の一部に賛同できません。以下の 1～4 に関して具体的な回答をいただきたいのでよろしくお願いいたします。</p> <p>1 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下、証明規則）別表第一号一において、特性試験については、一覧表で特定無線設備の種別毎に、試験項目及び使用する測定器等が定められ、総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により実施する旨が規定されています。</p> <p>この一覧表において、2.4GHz 帯無線 LAN 等は、第 2 条第 1 項第 19 号の無線設備に該当するわけですが、その試験項目は、周波数、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、空中線電力及び副次的に発する電波等の限度の 5 項目となっています。</p> <p>一方で、総務大臣が告示する試験方法には、キャリアセンス機能、送信周波数切替機能、送信空中線絶対利得、送信空中線の主輻射の角度幅、混信防止機能、ホッピング周波数滞留時間の 6 項目も規定されていて、これら 6 項目も技術基準適合証明等の審査においては特性試験が必須とされているのが現実です。</p> <p>登録証明機関が技術基準適合証明等の審査を行う際に、特性試験を必要とするのであれば、まずは証明規則を改正して追加する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）別表第一号（3）イにおいて、同号（3）アの表に掲げる装置以外の装置がある場合には、当該装置についても総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により試験を行うこととされています。</p> <p>ご指摘いただいたキャリアセンス機能等は、証明規則別表第一号（3）アの表に掲げる送信装置又は受信装置、以外の装置として、同号（3）イに基づき、総務大臣が告示において試験方法を定めています。</p> <p>また、特性試験の試験方法に関する告示の改正に関する御意見に関し、総務省は技術基準の制度化状況</p>	無

<p>上位規定の証明規則に規定がないのに下位規定の告示で試験項目を追加するということは、法制度上はありえないと考えます。</p> <p>万一、証明規則の改正は不要で現状の規定で問題がないということであれば、証明規則に規定のない試験項目を行わせる根拠規定はどこにあるのか明示していただきたい。</p> <p>2 上記1の原因として、技術基準等を検討する情報通信審議会において、技術基準と表裏一体である試験方法の検討が同時並行的に検討されていないことにあると考えます。</p> <p>試験方法を最初に告示した平成16年以降は、新しい特定無線設備の制度化にあたって全くといっていいほど当該種別の試験方法が告示されていません。</p> <p>本来、総務省が責任をもって定めなければならない試験方法を定めることなく、登録証明機関に丸投げの状態です。</p> <p>これを是正、改善するために、今後は情報通信審議会において技術基準の検討と同時に試験方法の検討も行うことが必要と思いますが、情報通信審議会及び総務省の考え方を示してください。</p> <p>3 当面の措置として、無線LANの特定無線設備の他の種別である第19号の3、第78号、第79号、第80号に係る試験方法は告示がされていないこと、また、第8号(802.11h)については告示の改定が必要となっていることから、早急に試験方法を告示すべきと考えますが総務省の考え方を示してください。</p> <p>4 上記3に関連して、例えば昨年制度化された6GHz帯無線LANの第79号及び第80号ですが、総務大臣が告示する試験方法が存在しないため、各登録証明機関が定めた試験方法を総務省に届け出て実施されています。この試験方法には、証明規則で規定された試験項目6項目の他に、混信防止機能、送信バースト長、キャリアセンス機能の3項目が規定されており、現実としてこれら3項目は特性試験が必須として扱われています。</p> <p>これら3項目についても、総務大臣が告示した試験方法と同等以上と判断して総務</p>	<p>や台数等を踏まえて順次改正を行ってまいります。</p> <p>特性試験の試験方法を定める告示において、特性試験の試験方法が定められていない無線設備の種別に係る試験方法については、当該試験方法が定められるまでの間、臨時に、登録証明機関が当該試験方法として適切と認め、総務大臣に届け出の上、公表した方法を特性試験の方法とすることができるとされています。</p>	
---	---	--

	<p>省は届出を受理していると思いますが、総務大臣が告示した試験方法が存在しななかで総務省はどのようにして同等以上と判断したのかその根拠を示してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
6	<p>今回空中線利得の低い機器が一定条件下で規定の e. i. r. p. まで空中線電力を増力できるようになると理解しています。これにより小型機器や人体装着機器のように空中線利得が低くなりがちな機器であっても安定した通信が可能になるなどの利便性向上が期待されます。</p> <p>そのため、今後 5GHz 帯や 6GHz 帯の無線 LAN 機器等にも同様の考え方が適用されるよう検討をお願いします。</p> <p>なお、増力できる空中線電力の上限は特に定められていないようですが、施行規則 6 条 4 項に規定される 0.58W が実質的な上限になるとの理解でよろしいでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご認識のとおり、空中線利得を空中線電力で補う場合においても、電波法施行規則第 6 条第 4 項第 4 号の規定により、空中線電力が 0.58W 以下を満たす必要があります。また、無線 LAN 等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会報告書において、空中線利得の下限値及び空中線電力により補うことができる上限値は、必要に応じて民間規格等で引き続き検討するとされています。</p> <p>5GHz 帯及び 6GHz 帯無線 LAN における低利得空中線の使用に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

○提出意見数：6件

※提出意見数は、意見提出者数としています。